

○ 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年 3 月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表（第3 関係）			別表（第3 関係）		
交付対象事業		国費率	交付対象事業		国費率
区分	事業種類		区分	事業種類	
実施要綱第2の1の長寿命化対策に該当するもの	ア 水利施設整備	(略)	実施要綱第2の1の長寿命化対策に該当するもの	ア 水利施設整備	(略)
	イ <u>農道施設整備</u>	<u>1 50%</u> <u>2 北海道において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%</u> <u>3 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、85%</u> <u>4 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、75%</u> <u>5 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%</u> <u>6 水源地域対策特別措置法に基づき決定された水源地域整備計画に基づく事業（以下「水源地域対策関連事業」という。）にあつては、1の規定にかかわらず、55%</u> <u>7 本土と離島を連絡する橋又は</u>		(新設)	(新設)

		<u>離島と離島を連絡する橋に係るもの</u> にあつては、 <u>1の規定にかかわらず、2/3</u>			
	<u>ウ～オ</u> (略)	<u>ウからキ</u> までの事業にあつては、 1 定額 2 1地区当たりの助成額の上限は1,000万円とする。		<u>イ～エ</u> (略)	<u>イからオ</u> までの事業にあつては、 1 定額 2 1地区当たりの助成額の上限は1,000万円とする。
	<u>カ 土地利用調整</u>			(新設)	
	<u>キ 耐震性点検・調査</u>			<u>オ 耐震性点検・調査</u>	
実施要綱第2の2の防災減災対策に該当するもの (1) 自然災害等対策	<u>ア～コ</u> (略)	(略)	実施要綱第2の2の防災減災対策に該当するもの (1) 自然災害等対策	<u>ア～コ</u> (略)	(略)
	<u>サ 農道施設整備</u>	1 50% 2 <u>北海道において行うもの</u> にあつては、 <u>1の規定にかかわらず、55%</u> 3 <u>沖縄県において行うもの</u> にあつては、 <u>1の規定にかかわらず、85%</u> 4 <u>奄美群島において行うもの</u> にあつては、 <u>1の規定にかかわらず、75%</u> 5 <u>離島において行うもの</u> にあつ		(新設)	(新設)

		ては、1の規定にかかわらず、 55% 6 水源地域対策関連事業にあつては、1の規定にかかわらず、 55% 7 本土と離島を連絡する橋又は離島と離島を連絡する橋に係るものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3			
	シ～ソ (略)	シからソまでの事業にあつては、 1 定額 2 1地区当たりの助成額の上限は1,000万円とする。ただし、セの耐震性点検・調査を行うものにあつては、ため池の場合、上限は3,000万円。		サ～セ (略)	サからセまでの事業にあつては、 1 定額 2 1地区当たりの助成額の上限は1,000万円とする。ただし、スの耐震性点検・調査を行うものにあつては、ため池の場合、上限は3,000万円。
(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(2)～(4) (略)	(略)	(略)
実施要綱第2の3のため池の保全・避難対策に該当するもの (1)ため池の保全・避難対策	ア (略) イ 監視・管理体制の強化 (ア) (略) (イ) 地域 (市町村	(略) (略) 1 50%又は定額(ただし、定額は令和12年度まで)	実施要綱第2の3のため池の保全・避難対策に該当するもの (1)ため池の保全・避難対策	ア (略) イ 監視・管理体制の強化 (ア) (略) (イ) 地域 (市町村	(略) (略) 1 50%又は定額(ただし、定額は令和12年度まで)

	単位)又は県単位を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動。	2 定額の場合の1都道府県当たりの助成額の上限は1,000万円とする。 3 50%の場合の1都道府県当たりの助成額の上限は <u>4,000万円</u> とする。
	ウ (略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(備考1)～(備考3) (略)

別記様式第1号(第4関係) (略)

別紙1

(略)

(注) 1～3 (略)

4 交付対象事業の事業種類欄には以下の内容によって記入すること。

対策種類が長寿命化対策の場合は、水利施設整備、農道施設整備、機能保全計画策定等、実施計画策定、水利用調

	単位)又は県単位を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動。	2 定額の場合の1都道府県当たりの助成額の上限は1,000万円とする。 3 50%の場合の1都道府県当たりの助成額の上限は <u>2,000万円</u> とする。
	ウ (略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(備考1)～(備考3) (略)

別記様式第1号(第4関係) (略)

別紙1

(略)

(注) 1～3 (略)

4 交付対象事業の事業種類欄には以下の内容によって記入すること。

対策種類が長寿命化対策の場合は、水利施設整備、機能保全計画策定等、実施計画策定、水利用調査・調整、耐震

査・調整、土地利用調整、耐震性点検・調査のいずれか該当する対策を記入すること。

対策種類が自然災害対策の場合は、ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、農業用排水施設整備、土砂崩壊防止、特定農業用管水路等特別対策、農業用河川工作物応急対策、水質保全対策、利活用保全、農道施設整備、機能保全計画策定等、実施計画策定、耐震性点検・調査、安全度評価のいずれか該当する対策を記入すること。

対策種類が危機管理対策の場合は、危機管理システム等整備と記入すること。

対策種類がため池防災環境整備の場合は、緊急的な防災対策、地域防災上のリスク除去、ハード整備の着手促進のいずれか該当する対策を記入すること。

対象種類が流域治水対策の場合は、農業用排水施設整備、危機管理システム等整備、附帯安全施設整備、管理体制強化対策のいずれか該当する対策を記入すること。

対策種類がため池の保全・避難対策の場合は、ハザードマップ作成、監視・管理体制の強化、減災対策の実施のいずれか該当する対策を記入すること。

対策種類が施設情報整備・共有化対策の場合は、農業水利施設情報等の地理情報システム化と記入すること。

5～8 （略）

性点検・調査のいずれか該当する対策を記入すること。

対策種類が自然災害対策の場合は、ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、農業用排水施設整備、土砂崩壊防止、特定農業用管水路等特別対策、農業用河川工作物応急対策、水質保全対策、利活用保全、機能保全計画策定等、実施計画策定、耐震性点検・調査、安全度評価のいずれか該当する対策を記入すること。

対策種類が危機管理対策の場合は、危機管理システム等整備と記入すること。

対策種類がため池防災環境整備の場合は、緊急的な防災対策、地域防災上のリスク除去、ハード整備の着手促進のいずれか該当する対策を記入すること。

対象種類が流域治水対策の場合は、農業用排水施設整備、危機管理システム等整備、附帯安全施設整備、管理体制強化対策のいずれか該当する対策を記入すること。

対策種類がため池の保全・避難対策の場合は、ハザードマップ作成、監視・管理体制の強化、減災対策の実施のいずれか該当する対策を記入すること。

対策種類が施設情報整備・共有化対策の場合は、農業水利施設情報等の地理情報システム化と記入すること。

5～8 （略）

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。